平成２１年（フ）第１５３４号
最後の住所東京都渋谷区代官山町４番１―702号
破産者　亡松崎由希子相続財産
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０７号
京都市中京区柳馬場通六角下る井筒屋町400番地１プラネシアビル３Ｆ
破産者　有限会社スーパーマジック
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３１号
秋田県大館市字鉄砲場76番地２
破産者　石田　正美
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第３９１号
奈良県高市郡高取町大字藤井404番地
破産者　宮村建築こと　宮村　義明
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
奈良県橿原市内膳町４丁目６番18号　杉井住宅、開始決定時の住所奈良県橿原市地黄町194番地の13
破産者　桜井塩干店こと　幸田元治郎
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３号
岡山県総社市総社諸上住宅Ａ―２―６野瀬美樹方、住民票上の住所岡山県新見市足見1489番地
破産者　藤野　忠義
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２４年（フ）第５３５号
仙台市宮城野区福田町４丁目８番７―901号
破産者　阿部　勝見
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
栃木県下都賀郡壬生町通町４番１号
破産者　髙橋　　誠
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第６５号
福井市殿下町第40号119番地
破産者　小林　健二
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１１号
愛知県大府市大東町１丁目657番地　ムゼオフィオレンツァ201号
破産者　西屋敷厚子
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４０号
大阪府泉佐野市鶴原1832番地の23、開始決定時の住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目31番１号
破産者　敷嶋　由美
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
奈良県生駒郡安堵町大字西安堵９番地の19
破産者　大平　　央
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５２８号
熊本県上益城郡御船町大字辺田見1800番地中原団地464号、前住所熊本県上益城郡御船町大字木倉2600番地
破産者　内村　光則
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２号
愛知県豊川市小田渕町卯足22番地　エルディム小田渕102、住民票上の住所愛知県豊川市三蔵子町北野25番地の２
破産者　片岡　立充
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第８４１号
広島県安芸郡熊野町呉地３丁目14番16号、開始決定時の住所広島県安芸郡熊野町呉地１丁目４番38号
破産者　小川キミ子
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第９２２号
大阪府大阪市淀川区東三国４丁目11番13号２Ｆ
破産者　雪本潤子こと　金　　壽葉
1　破産債権の届出期間　平成25年３月13日まで
2　一般調査期日　平成25年４月10日午前10時30分
平成25年２月６日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６１号
神戸市兵庫区神田町28番４号
破産者　藤井　邦男
1　破産債権の届出期間　平成25年３月13日まで
2　一般調査期日　平成25年５月15日午前10時45分
平成25年２月６日
神戸地方裁判所第３民事部